

しおがま育児ママパパリフレッシュチケット贈呈事業

リフレッシュ協力店募集！

塩竈市では、「子育てに優しいまち」として、幼児を育児する保護者の育児疲れを早期に解消することで育児環境の充実を図り、もって幼児の健やかな成長に寄与するため、令和7年度より「しおがま育児ママパパリフレッシュチケット贈呈事業」をスタートします。

つきましては、育児中の保護者へ心身のリフレッシュを提供いただける「しおがま育児ママパパリフレッシュ協力店」（以下、「リフレッシュ協力店」という。）を以下の要領で募集します。

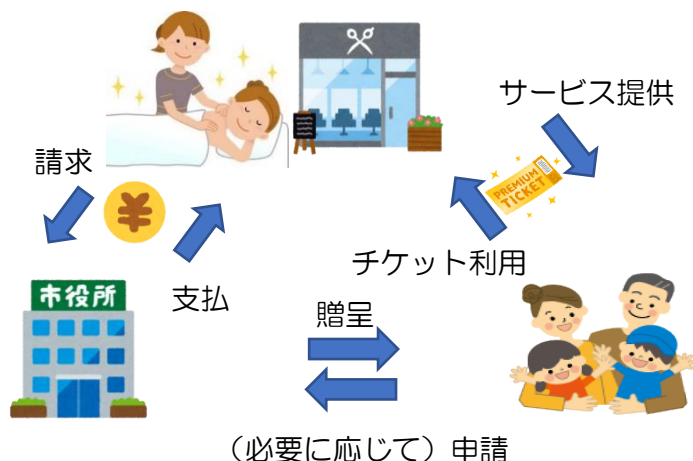
《募集要領》

（１）事業の概要

【事業の流れ】

- ①市は、対象者へ『しおがま育児ママパパリフレッシュチケット』を送付
- ②対象者は、「リフレッシュ協力店」からサービスを受け、チケットでお支払い
- ③リフレッシュ協力店は、チケット額面を市へ請求
- ④市は、請求を確認し指定口座に入金

【事業のイメージ】



【対象となるサービス】

- ・育児中の保護者の心身のリフレッシュに資する役務の提供等

例）整体・リラクゼーション、理美容業、エステティック、一時預かり事業など

※店舗が独自に発行する商品券などの換金性の高いもの、たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入、その他市長がリフレッシュチケット利用対象として認めないものに対してはチケットを使用することができません。

【対象者へ送付するチケットについて】

- ・送付日時 令和7年6月末（7月1日より使用開始）
- ・使用期間 令和8年4月30日まで
- ・送付対象 令和7年度中に満2歳を迎えるお子様の保護者（おおむね250組程度）
- ・券面金額 1,000円券を10枚（合計10,000円）※釣り銭は支払えません

（2）「リフレッシュ協力店」登録可能な事業者

①塩竈市内に事業所を有し、②リラクゼーションサロンや整体院、理美容室、一時預かり事業の事業者等で、③育児中の保護者の心身のリフレッシュに資する役務の提供等が可能である事業者等であって、④お客様に対する損害保険等に参加している事業者等が登録対象となります。

※上記にかかわらず、次に掲げる事業者等は登録することができません。

- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業や施設等、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者等
- ☐ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者等
- ☐ 代表者、役員又は使用人その他の従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する事業者等
- ☐ 市税を滞納している事業者等

（3）登録店募集期間

令和7年6月9日（月）から募集開始 ※チケット使用期間中は随時登録可能です

（4）登録方法・申請書類

【申込方法】

- ①直接窓口へ持参 ②郵送 ③FAX ④申し込みフォーム（QRコード）



【必要書類】

- ①しおがま育児ママパパリフレッシュ協力店登録申請書兼口座振込登録依頼書
（様式第3号）

- ②同意書・誓約書

- ③損害保険に参加していることがわかる書類（保険証券の写し等）

※お申込み後、「登録通知書」とともに「利用券取扱い・換金方法に関する詳細な書類」を送付いたします。

(5) リフレッシュ協力店の遵守事項

- ①市が配布するポスター等を店舗の見やすい位置に掲示してください。
- ②正当な理由なくリフレッシュチケットの受取りを拒まないでください。
- ③偽造その他の不正使用の疑いがあるときは、受領を拒否するとともに速やかに市に申し出てください。
- ④リフレッシュチケットを交換し、譲渡し、売買し、又は使用しないでください。
- ⑤やむを得ない場合を除き、当該年度の間は登録内容を継続してください。
- ⑥その他「しおがま育児ママパパリフレッシュチケット贈呈要綱」の規定に違反する行為をしないでください。

(6) チケットの換金方法

【換金期間】

令和7年8月初旬から令和8年5月下旬まで（毎月末締め）

【換金請求】

市の指定様式（登録通知書とともに送付します。また市公式HPにもダウンロード用ページを作成する予定）に、使用されたチケット（裏面に店の収受印を押したものを）を添付して、翌月5日までに塩竈市子ども未来課窓口に提出してください。（郵送可）



〈イメージ〉使用されたチケット裏面

【振 込】

登録時に指定された口座に、請求月末日までに入金します。なお、換金・振込の手数料のご負担はありません。

(7) その他

塩竈市公式ホームページにリフレッシュ協力店一覧を掲載します。当該ページにお店のホームページリンク（トップページもしくはチケット対象者向けの特設ページも可）を貼り付けることもできますので、ご希望の場合は申請書の『ホームページURL』欄にアドレスをご記入ください。

●お問い合わせ・お申込み

塩竈市福祉子ども未来部子ども未来課子ども企画係

住所：〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号 壱番館庁舎1階

TEL：022-355-7610（直通）

FAX：022-366-7167

E-mail：jidou-f@city.shiogama.miyagi.jp